

# 精神・発達障害者雇用サポーターによる個別相談を行っています

精神保健福祉手帳をお持ちの方 もしくは  
精神・発達障害の診断がある方 が対象です

- 障害受容や認知はしているが、どう向き合えばよいかわからない
- 自分の特性や配慮してほしいことをうまく説明できない
- 障害により就労面や生活面で困りごとがある
- 支援機関の利用、相談を検討している

上記のような方々の就労に向けて  
サポーターがお話を伺います



事前予約制です お電話か来所時にご予約ください

046-260-8609 (内線42#)

月～金（祝日除く）

相談時間は1回45分程度です

相談回数や期間は個人差があります（目安3～6ヶ月）

相談内容によっては関係機関と連携する場合があります